

鳥取県自死遺族支援団体に対する補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県自死遺族支援団体に対する補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、自死遺族支援団体を支援し、分かち合いの場の運営や人材養成に助成することにより、活動の定着や自助グループが自立することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から、補助事業に伴う収入（本補助金を除く。）を控除した額に、同表第4欄に定める率を乗じて得た額以下とする。

3 なお鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに算定した補助対象経費の額の20パーセントを超える増減を伴うもの以外の変更とする。

2 規則第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、交付事業の完了又は中止若しくは廃止の日から1ヶ月を経過する日又は交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（雑則）

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年2月26日から施行し、平成21年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月23日から施行し、平成27年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月25日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率
(1) 分かち合いの場運営事業	法人格を有し、かつ県内に拠点を設け、自死遺族を支援することを目的に活動する団体。	分かち合いの場開催に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料並びに委託料	平成21年度 10/10 平成22年度 以降 4/5
(2) 人材養成事業		人材養成に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料並びに委託料	10/10

様式第1号（第4条、第7条関係）

〇〇年度鳥取県自死遺族支援団体に対する補助金事業計画（報告）書

1 事業内容

事業名	内容

2 他の補助金の活用

有 ・ 無

「有」の場合には、下欄についても記入すること。

(1) 他の補助金名	
(2) 事業内容	
(3) 他の補助金の所管部署（団体）名	
(4) 所管部署（団体）連絡先	

様式第2号（第4条、第7条関係）

〇〇年度鳥取県自死遺族支援団体に対する補助金事業予算（決算）書

(収入)

区 分	予算額 (決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較	積 算 内 訳
県補助金				
〇 〇 〇				
合 計				

(支出)

区 分	予算額 (決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較	積 算 内 訳
〇 〇 〇				
〇 〇 〇				
〇 〇 〇				
合 計				

※（支出）の区分欄には、補助事業の区分ごとに記載すること。

様

職 氏名

印

〇〇年度鳥取県自死遺族支援団体に対する補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県自死遺族支援団体に対する補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の補助事業の内容は、〇〇〇〇とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

（1）算定基準額 金 円

（2）交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金は、補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、〇〇とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県自死遺族支援団体に対する補助金交付要綱（令和2年3月25日付第20200002113号鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則、要綱及び地域自殺対策強化交付金交付要綱（令和元年5月29日付厚生労働省発社援0529第6号厚生労働事務次官通知）の規定に従わなければならない。

